

【記事の訂正】

＜10月号に掲載した記事＞

（質問者）

自宅の庭の芝生を刈るための芝刈り機を利用しており、燃料はガソリンですが不純物が混じってしまい使用できなくなったガソリンが出てしまいました。市に照会したら、電話するように言われ連絡しましたが、どうしたら良いですか。

（協会）

当協会が処分しているわけではないので、処分できる業者を紹介しますが、その前に、廃棄物の区分け、処分業者についてご説明します。

一般家庭から不要になったものは、一般廃棄物に該当します。その中で、爆発性や腐食性、感染性等の廃棄物は、特別管理一般廃棄物に該当します。

特別管理一般廃棄物の処分は、性状が特別管理産業廃棄物と同等であるため、特別管理産業廃棄物の処分の許可があれば、特別管理一般廃棄物の処分が法律で認められておりますので、今回は、特別管理産業廃棄物の廃油の処分の許可業者をご紹介します。

先月号で、上記の記事を掲載しましたが、訂正をいたします。

廃棄物処理法施行令第1条に特別管理一般廃棄物が定められていますが、ここを確認すると特別管理一般廃棄物は、PCB、廃水銀、感染性とばいじんが定められており、廃油につきましては特別管理一般廃棄物の定めがありませんでした。従って、一般廃棄物の場合は、揮発油類、灯油類及び軽油類の廃油でも特別管理一般廃棄物には該当せず、一般廃棄物になりますので、訂正をします。産業廃棄物の廃油は、揮発油類、灯油類及び軽油類の場合は特別管理産業廃棄物に該当しますが、一般家庭からでる不要になった揮発油類、灯油類及び軽油類は、特別管理ではなく通常の一般廃棄物になります。

今回は、特別管理産業廃棄物（廃油）の焼却の許可を取得している業者を紹介しましたが、この業者は同時に一般廃棄物の処分の許可も市から取得しており、適正にかつ適法に処分されておりましたので、御報告させていただきます。

因みに、産業廃棄物の場合には、pH2以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、廃石綿は特別管理産業廃棄物に該当しますが、一般廃棄物の場合には、pH2以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、廃石綿でも一般廃棄物になります。

今回の御指摘につきましても、協会を陰に日向に見守っていただいております廃棄物処理法のスペシャリストに御教示いただいたものでありまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。今後とも見守りよろしくお願い致します。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、令和7年11月1日現在、正会員199社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016